

大阪府 大阪市公報

発行所
 大阪市役所
 大阪市北区中之島1-3-20
 電話06-6208-7444

目次

規 則	
教育委員会所管の学校における指導が不適切である教諭等の研 修に関する規則の一部を改正する規則	2
告 示	
寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	26
平成19年大阪市告示第927号(区役所の執務時間)の一部改 正	26
特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告	26
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告	28
認定特定非営利活動法人の認定に関する公示	38
一般競争入札の執行の中止(東部方面管理事務所等管内下水道 施設清掃業務委託)	39
開発行為に関する工事の完了	39
大阪市立鶴見緑地プールの臨時休場及び供用時間の変更の承認	40
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に 関する公告	40
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている 区域の指定	42
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている 区域の指定	44
落札者等の公示	46
放置自動車の処理	47
道路法違反物件の除却	48
市道の区域変更	48
市道の供用開始	49
大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の 追加指定	51
大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の 追加指定	51
大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の 指定取消し	51
大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の 名称変更	52
消防法に基づく貯蔵所等の使用の緊急停止命令	52
舞洲運動広場及び舞洲野球場の臨時開業の承認	53

舞洲野球場の臨時休業の承認	53
昭和40年大阪市告示第112号（大阪港臨港地区の分区の指定） の一部改正	54
一般競争入札の執行（大阪市福島区役所庁舎清掃業務委託）	55
一般競争入札の執行（大阪市淀川区役所庁舎清掃業務委託）	58
一般競争入札の執行（大阪市住吉区役所庁舎等清掃業務委託）	61
一般競争入札の執行（大阪市交通局各事業所清掃等業務委託）	64
落札者等の公示	69
指定給水装置工事事業者の指定	70
指定給水装置工事事業者の指定の取消し	70

公布された規則のあらまし

教育委員会所管の学校における指導が不適切である教諭等の研修に関する規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市立学校活性化条例の規定により、学校協議会は、校長に、指導が不適切である教員に対して校長が講ずべき措置等について意見し、当該校長が講じた措置等に不服があるときは、教育委員会に対して必要な措置を講じるように申し出ることができることとされたとともに、教育委員会は、校長が児童等に対する指導が不適切であると認めた教員に対し、必要な措置を講ずるものとされたことに伴い、指導が不適切である教員の研修の実施に必要な規定を整備するため、規則の改正を行うことにしました。
- 2 この規則は、公布の日（平成24年9月12日）から施行することにしました。（平成24年大阪市教育委員会規則第23号 教育委員会事務局教務部教職員人事担当）

規 則

教育委員会所管の学校における指導が不適切である教諭等の研修に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年9月12日

大阪市教育委員会
委員長 矢野裕俊

大阪市教育委員会規則第23号

教育委員会所管の学校における指導が不適切である教諭等の研修
に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会所管の学校における指導が不適切である教諭等の研修に関する規則（平成20年大阪市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

題名中「教諭等」を「教員」に改める。

本則中「教諭等」を「教員」に、「校園長」を「校長」に改める。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第25条の2第1項及び大阪市立学校活性化条例（平成24年条例第86号。以下「条例」という。）第15条第4項に規定する児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教員（法第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）に対して実施する研修に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条中「指導が」を「法第25条の2第1項に規定する指導が」に改め、「法第25条の2第1項に規定する公立の小学校等の教諭等のうち、」を削る。

第3条及び第4条を次のように改める。

（学校協議会による意見等）

第3条 条例第9条第4項第4号に規定する校長が講ずべき措置等についての意見は、意見書（様式第1）により行うものとする。

2 条例第9条第6項に規定する申出は、申出書（様式第2）により行うものとする。

（指導及び助言並びに事実確認等の実施）

第4条 校長（園長を含む。以下同じ。）は、教員が第2条各号のいずれかに該当すると疑われるとき又は条例第9条第4項第4号に規定する校長が講ずべき措置等についての意見を受けたときは、当該教員に対し、児童等に対する指導の改善に必要な指導及び助言を行うとともに、事実確認その他の必要な措置（以下「事実確認等」という。）の実施を予告し、事実確認等の実施に関する報告書（様式第3）を教育委員会に提出しなければならない。

2 校長は、学校での指導の実態、児童等又は保護者等からの苦情等の記録、校長の注意等の改善方策の成果等について事実確認等を実施し、指導記録（様式第4）を作成しなければならない。

3 校長は、前項の事実確認等の実施にあたり、教育委員会に職員の派遣を要請することができる。

4 教育委員会は、条例第9条第6項の規定による申出を受けたときは、校長に対し、必要な指導及び助言を行うとともに、当該教員に対し、校長を通じて事実確認等の実施を予告しなければならない。

5 教育委員会は、学校での指導の実態、児童等又は保護者等からの苦情等の記録、校長の注意等の改善方策の成果等について事実確認等を実施し、事実確認等の実施記録（様式第5）を作成しなければならない。

6 校長は、教育委員会から第4項に規定する指導及び助言を受けたときは、当該教員に対し、児童等に対する指導の改善に必要な指導及び助言を行わなければならない。

7 校長は、第4項に規定する事実確認等の実施を予告したときは、事実確認等の実施に関する報告書（様式第3）を教育委員会に提出するとともに、指導記録（様式第4）を作成しなければならない。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項中「分限処分」を「免職」に改め、同条第3項中、「（別記様式第8）を」を「（様式第18）を、校長を通じて」に改め、同条第4項中「ステップアップ研修の延長、終了」を「ステップアップ研修の延長、終了又は免職」に、「第4条第2項の申請を行った校園長に」を「第5条第2項又は第5条第6項に基づく書類を提出した校長に対して、決定通知書（様式第13）により」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第9条とする。

5 教育委員会は、第1項の規定によりステップアップ研修の延長を決定したときは、校長を通じ当該教員に対し、決定通知書（様式第14）により同研修の受講を命令するものとする。

6 教育委員会は、第1項の規定によりステップアップ研修の終了を決定したときは、校長を通じ当該教員に対し、決定通知書（様式第14）により同研修の終了を通知するものとする。

第7条第1項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「校外研修の受講を」を「、決定通知書（様式第14）により校外研修の受講を」に改め、同条第2項中「研修指導計画を作成し」を「研修指導計画を策定するとともに、「ステップアップ研修」指導計画書（様式第15）を作成し」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「第5条第1項」を「前条第1項」に、「校内研修の受講を」を「、決定通知書（様式第14）により校内研修の受講を」に改め、同条第2項中「研修指導計画を教育委員会へ届け出なければならない。」を「研修指導計画を策定するとともに、「ステップアップ研修」指導計画書（様式第15）を作成し、教育委員会へ提出しなければならない。」に改め、同条第4項中「別記様式第6」を「様式第16」に、「別記様式第7」を「様式第17」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「前条第2項に基づく申請があった」を「前条第2項又は前条第6項に基づく書類を受理した」に改め、同条第7項中「前条第2項の申請を行った校園長に」を「前条第2項又は前条第6項に基づく書類を提出した校長に対して、決定通知書（様式第13）により」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の一条を加える。

（申出等）

第5条 校長は、前条第2項に規定する指導記録（様式第4）に基づき、指導が不適切である教員の判定基準表（様式第6。以下「判定基準表」という。）を作成し、当該教員が第2条各号のいずれかに該当するか否かを判定しなけ

ればならない。

- 2 校長は、前項に基づき当該教員が第2条各号のいずれかに該当すると判定したときは、速やかに教育委員会に申し出るとともに、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 指導が不適切である教員に係る申請書（様式第7。以下「申請書」という。）
 - (2) 指導が不適切である教員に関する調書（様式第8。以下「調書」という。）
 - (3) 指導記録（様式第4）
 - (4) 判定基準表（様式第6）
 - (5) その他教育委員会が必要と認める書類
- 3 校長は、第1項に基づき当該教員が第2条各号に該当しないと判定したときは、速やかに教育委員会に指導記録（様式第4）、判定基準表（様式第6）及び事実確認等の実施解除に係る報告書（様式第9）を提出しなければならない。
- 4 校長は、条例第9条第4項第4号に規定する校長が講ずべき措置等についての意見を受けた後に第1項に規定する判定を行ったときは、速やかに学校協議会に報告書（様式第10）を提出しなければならない。
- 5 教育委員会は、前条第7項に規定する指導記録（様式第4）及び前条第5項に規定する事実確認等の実施記録（様式第5）に基づき、当該教員が第2条各号のいずれかに該当するか否かを判定し、判定通知書（様式第11）により校長に通知しなければならない。
- 6 教育委員会が前項の規定に基づき当該教員が第2条各号のいずれかに該当すると判定したときは、校長は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。
 - (1) 申請書（様式第7）
 - (2) 調書（様式第8）
 - (3) その他教育委員会が必要と認める書類
- 7 教育委員会は、第5項の規定に基づき当該教員が第2条各号に該当しないと判定したときは、速やかに校長を通じて事実確認等の実施を解除するものとする。
- 8 校長は、第5項の判定通知書（様式第11）を受理したときは、速やかに同判定通知書（様式第11）の写しを添えて、学校協議会に報告書（様式第10）を提出しなければならない。
- 9 校長は、第2項又は第6項に基づく書類を教育委員会に提出した後、速やかに当該教員に対して申請書（様式第7）の写しを交付するとともに、指導が不適切である教員に係る申請に対する意見書（様式第12）を、申請書（様式第7）の写しの交付があった日から14日以内に、校長を通じ教育委員会に提出することができる旨を通知するものとする。
様式第1から第8までを次のように改める。

様式第1(第3条関係)

(A4)

年 月 日

大阪市立 学校長 様

大阪市立 学校 学校協議会
会長

印

意 見 書

教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則第3条第1項に基づき、下記のとおり指導が不適切である教員に対して校長が講ずべき措置等について意見を陳述します。

記

1 教員名 _____

2 意 見 (学校協議会が採決された日 年 月 日)

様式第2(第3条関係)

(A4)

申出書

【教員名】児童等に対する指導が不適切であると学校協議会が採決された教員の氏名をご記入ください。
(複数記入可)

【項目】以下の該当する項目に○印を付けてください。(複数回答可)

①授業・教科指導 ②生活指導・生徒指導 ③保護者対応 ④その他

【内容】意見の根拠となる事実又は具体例をあげる等、簡潔にご記入ください。

学校協議会が校長に対して意見書を提出した日 年 月 日

【措置に対する申出】校長が講じた措置等(講じなかった場合を含みます。)の内容及びその内容に対する学校協議会としての意見を、簡潔にご記入ください。

以上、教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則第3条第2項により申出書を提出します。

平成 年 月 日 (申出者) 大阪市立 学校 学校協議会

会長

印

大阪市教育委員会委員長 様

様式第3(第4条関係)

(A4)

年 月 日

大阪市教育委員会委員長 様

大阪市立 _____ 学校

校長 _____ 印

事実確認等の実施に関する報告書

下記のとおり、教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則第4条第__項の規定に基づき報告します。

記

1 教員名

_____ (歳)

2 担当学年・教科・校務分掌等

3 事実確認等の実施の予告日時・場所・同席者

(日時) _____ 年 月 日 () : ~ : (分間)

(場所) _____ (同席者) _____

4 予告理由(指導が不適切であると疑われる事実の概要)

(A4)

様式第4(第4条、第5条関係)

指導記録

(学校名:) (教員名:) (校長名:) 備考

指導年月日	問題・状況等の概要	指導内容	備考
年 月 日 () 対応者名 () ()			
年 月 日 () 対応者名 () ()			
年 月 日 () 対応者名 () ()			
年 月 日 () 対応者名 () ()			

※ 備考欄には、指導後の状況等について記載すること。

様式第5(第4条、第5条関係)

(A4)

事実確認等の実施記録(第 回)

- 1 教員名(学校名)
- 2 場 所
- 3 日 時
- 4 事実確認等の実施者
- 5 授業等の様子(記録)
- 6 面談及び指導内容
- 7 その他、特記事項
- 8 所 見

様式第6(第5条関係)

(表)

(A4)

指導が不適切である教員の判定基準表

(判定日 年 月 日)

(学校名:) (教員名:) (校長名:)

※ 評価については絶対評価とし、該当項目に○印をつけること。

※ 問題の頻度・程度については、右表を参考にすること。

	A	B	C
問題の頻度	常時	時々	たまに
問題の程度	重度	中程度	軽度

(1) 項目別評価

指導が不適切である教員の評価項目	問題の頻度			問題の程度		
	A	B	C	A	B	C
1 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない。						
(1) 専門的な知識・技能が欠けており、授業等が成立しない。						
(2) 適正な評価ができない。						
(3) 教える内容に誤りが多かったり、児童・生徒等からの質問に対して、正確に答えることができない。						
2 指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない。						
(1) 教科指導等に工夫がなく、一方的な授業になっている。						
(2) 児童・生徒等に対する教育的な愛情に欠け、共感的な理解に基づく指導が行えない。						
(3) 児童・生徒等との信頼関係が十分に成立しておらず、適切な指導が行えない。						
(4) 児童・生徒等に対する理解が不十分で、的確な対応が行えない。						
(5) ほとんど授業内容を板書するだけで、児童・生徒等の質問を受け付けない。						
3 児童等の心を理解する能力及び意欲に欠け、学級経営及び生徒指導を適切に行うことができない。						
(1) 学級・学校運営等についての責任感がない。						
(2) 学級・学校運営等に対しての目標設定や課題解決についての意欲がない。						
(3) 児童・生徒等の立場に立った対応が行えない。						
(4) 児童・生徒等との信頼関係が十分に成立しておらず、適切な生活指導が行えない。						
(5) 児童・生徒等に対する理解が不十分で、的確な生活指導が行えない。						
(6) 状況把握・判断力が十分ではなく、的確な対応が行えない。						
(7) 児童・生徒等の意見を聞かず、対話もしない等、児童・生徒等とのコミュニケーションを図ろうとしない。						
(8) 同僚教職員や管理職との意思疎通を図らず、協働する姿勢が見られない。						
(9) 保護者や地域、関係機関との対応が不十分で、指導が理解されない。						
(10) 体罰傾向やセクハラ的な言動がある。						
(11) 勤務態度が不適切である。						
(12) 粗雑な言動等、社会性の欠如がみられる。						

(裏)

(2) 総合評価

<input type="radio"/> 学校での対応が極めて困難で早期に教育委員会と連携した支援が必要である。	
<input type="radio"/> 学校での対応が困難で教育委員会と連携した支援が望ましい。	
<input type="radio"/> 教育委員会と連携した支援があれば学校での対応が可能である。	
<input type="radio"/> 本人の努力や管理職の指導・助言、同僚教職員の支援等があれば学校での対応が可能である。	

様式第7(第5条関係)

(A4)

年 月 日

大阪市教育委員会委員長 様

大阪市立 _____ 学校

校長 _____ 印

指導が不適切である教員に係る申請書

下記のとおり、教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則第5条第__項の規定に基づき申請します。

記

- 1 教員名 _____
- 2 申請理由

様式第8(第5条関係)

(表)

(A4)

指導が不適切である教員に関する調査

学校名等	(担当教科・学年)				
教員名(性別)	()				
生年月日	年	月	日生(満)	歳)	
現住所					
校務分掌					
学歴	年	月	大学	学部	学科 卒業
	年	月	大学		修了
教員免許 (種類・取得日)					
採用年月日	年	月	日	採用(勤続年数	年 月)
職歴 [前職・ 歴任校名]	年	月	日	～	年 月 日
	年	月	日	～	年 月 日
	年	月	日	～	年 月 日
	年	月	日	～	年 月 日
	年	月	日	～	年 月 日
	年	月	日	～	年 月 日
処分歴	処分年月日: 年 月 日 処分の内容:				
	事件の概要:				
処分歴	処分年月日: 年 月 日 処分の内容:				
	事件の概要:				
休職歴	年	月	日	～	年 月 日 病名:
	年	月	日	～	年 月 日 病名:
	年	月	日	～	年 月 日 病名:
指導が不適切である教員の概要(最も注目すべき特徴をわかりやすく記入すること)					

(裏)

校長からの指導内容および指導後の状況

本人の意見

校長の総合所見

※ 記入上の留意点

①記述については、詳細・正確に記入し、問題事象を示す客観的な資料があれば添付すること。

②出勤状況等で特に問題のあるものについては、過去3年間の出勤簿、診断書の写し等関係書類を添付すること。

様式第8の次に次の10様式を加える。

様式第9(第5条関係)

(A4)

年 月 日

大阪市教育委員会委員長 様

大阪市立 _____ 学校

校長 _____ 印

事実確認等の実施解除に係る報告書

下記のとおり、教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則第5条第3項の規定に基づき報告します。

記

1 教員名 _____

2 解除日 _____ 年 月 日 ()

3 事実確認等の実施を解除した理由

様式第10(第5条関係)

(A4)

年 月 日

大阪市立 学校 学校協議会
会長 様

大阪市立 _____ 学校

校長 _____ 印

報 告 書

下記のとおり、教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則第5条第__項の規定に基づき報告します。

記

- 1 教員名 _____
- 2 判定内容
- 3 判定理由

* 記入上の留意点 : 規則第5条第8項の規定に基づく報告の場合は、判定通知書(様式第11)の写しを添付し、「2 判定内容」「3 判定理由」には、「別添、写しのとおり」と記載すること。